

かながわ健康プラン21目標評価部会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、神奈川県生活習慣病対策委員会部会設置要綱第2条第1号に規定するかながわ健康プラン21目標評価部会(以下「部会」という。)の運営について定める。

(所掌事項)

第2条 部会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) かながわ健康プラン21の改定及び目標の評価に関する専門的、技術的事項についての検討
- (2) その他かながわ健康プラン21の評価について必要な事項

(構成員)

第3条 部会の委員は、神奈川県生活習慣病対策委員会委員のうち会長が指名した者及び学識経験を有する者とする。また、必要に応じて委員以外の者の参加を求めることができる。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(運営)

第4条 部会に部会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 部会に副部会長を置き、委員の互選によって定める。
- 3 副部会長は、部会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 部会は、必要に応じ部会長が事務局に命じ招集する。

(庶務)

第5条 部会の庶務は神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課が処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会において別に定める。

附 則

この要領は、平成15年5月1日から施行する。

かながわ健康プラン21目標評価部会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要領は、平成18年12月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月13日から施行する。